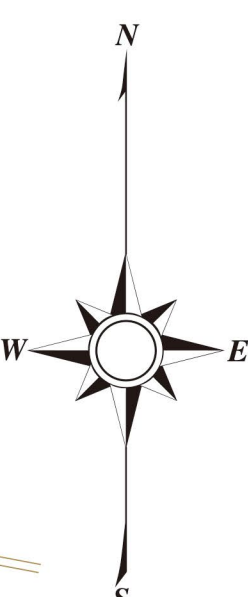


練馬区都市計画図2(都市施設等)
(令和7年(2025年)4月現在)

※練馬区は東京都市計画区域内にあり、
全域が市街化区域に指定されています。



- ## 注 意 事 項
1. 本会は、令和7年4月現在の主な都府県計画の概略を示したものです。
 - ① 詳細については、以下の窓で各都府県計画を。
(1) 東京都都市整備局都市計画課（本会16階）
(2) 東京都都市整備局都市計画課2次政務部都市計画課
都市計画相談担当（都庁第2本庁舎2階12番）
 2. 用途地域、特別用途地域、高度地区、防火一、準防火地域、新たな防火規制区域については、
① 個別「練馬区都市計画図」（用途地域等）を。
をご覧ください。
 3. 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧になれます。
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/「地図情報ねらま」>より検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。)
 4. 事業計画等詳細については、各担当課でご確認ください。
 5. 土地の売買や建物の建築を行う場合には、その土地に属する都市計画等その他の制限等を事前に確認してください。

凡		例	
	再開発促進地区(2号地区)		都市計画公園、緑地(未開設)
	防災・再開発促進地区		都市計画公園(未開設)
	高度利用地区		都市計画公園(※2優先整備区域)
	風致地区		都市計画緑地(未開設)
	特別緑地保全地区		都市計画緑地(※2優先整備区域)
	生産緑地地区(新法)		都市計画河川
	第1種生産緑地地区(旧法)		都市計画河川(調節池)
	都市計画道路(計画線)		その他の河川
	都市計画道路(※1優先整備路線)		一団地の宅地施設
	都市計画道路(立体の4号車線)		その他の都市計画施設 (※2優先整備区域(調剤池、市街地) 土地管理整理事業(管轄)など)
	都市計画道路(施行済)		(事業中および完了)
	都市計画道路(事業中)		市街地再開発事業
	都市高速鉄道		地区計画
	自動車・自転車駐車場		沿道地区計画

※1 優先整備路線 都市計画道路のうち、令和7年度までに優先的に整備に着手する予定の区間

※2 優先整備区域 都市計画公園・緑地のうち、令和11年度までに優先的に事業を進める区域

※3 外環(質疑～変名) 平成26年3月 都市計画事業の承認および認可